

指定管理者の指定に関する公告

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年福島県条例第68号）第3条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成31年3月25日

福島県知事 内堀雅雄

	管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間	担当課
1	福島ロボットテストフィールド	福島市中町1番19号 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想 推進機構	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで	商工労働部ロボット産業推進室
2	小名浜港プレジャーボート用指定泊地	いわき市小名浜字定西322番地の2 いわき小名浜遊漁船業協同組合	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで	土木部港湾課